

小浜市議会議員政治倫理条例【逐条解説】

（目的）

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託に基づくものであることを認識し、その担い手たる市議会議員（以下「議員」という。）は、市民全体の代表者として、また奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己または特定の者の利益を図らないことを市民に宣言するとともに、清浄かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

第1条では、この条例の制定目的を規定しています。

市政が市民の厳粛な信託に基づくものであることを認識し、その担い手である議員は、市民全体の代表者として、また市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、議員や議長等の立場を利用して、自己や特定の者に不当な便宜を図る行為や不当に不利益を与える行為など、不正な働きかけをしないことを市民に宣言するとともに、清浄かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

（議員の責務）

第2条 議員は、市政に携わる権能と責務、市民の信頼に値する高い倫理性を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら進んで疑惑の解明に当たるとともに、説明責任を果たさなければならない。

【解説】

第2条では、市民全体の代表者、また奉仕者として議員が果たすべき責務を規定しています。

議員は、市政に携わる議会としての権限や行使することのできる能力と責務、市民の信頼に値する高い倫理性を深く自覚した上で、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければなりません。

議員は、「第3条 政治倫理基準」「第4条 請負契約に関する遵守事項」「第5条 指定管理者の指定に関する遵守事項」に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら進んで疑惑の解明に当たるとともに、説明責任を果たさなければなりません。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に定める政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市(市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、または拠出している法人を含む。)が行う許可、認可、補助金その他の給付の決定または契約および指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定に関し、特定の者に対して有利または不利となる働きかけをしないこと。
- (4) 市の職員の公正な職務の遂行を妨げ、またはその職権を不正に行使させるような働きかけをしないこと。
- (5) 市の職員の採用、昇格または異動に関して推薦または紹介をしないこと。
- (6) 政治活動に関して、政治的もしくは道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないことまたは資金管理団体および後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。
- (7) 議会内での地位や議員としての地位を利用して、他の議員または市の職員はもとより、何人に対してもハラスメントその他人権侵害のおそれのある言動をとらないこと。

【解説】

第3条では、議員が遵守すべき事項(行動規範)を「政治倫理基準」として定めています。

政治倫理基準を遵守することが、第1条に掲げた「清浄かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与する」という目的を果たすための前提であり、これらに反する行為は審査の請求(第7条)の対象になります。

政治倫理基準を明記することにより、議員は何をしてはならないのかが明確になり、次のような効果が期待できます。

- ①議員の自己規律の向上のための指針となること。
- ②市民等や議員が審査の請求をする場合の要件が誰の目にも明らかになること。
- ③議員の想定しない理由による独断的な審査の請求を防ぐこと。
- ④審査において違反行為の存否の判断がしやすくなること。

加えて、議員が自ら守るべき行動規範を市民に対して宣言することになり、その内容を市民に理解してもらうことは相互の信頼関係の形成に役立つものと考えられます。

なお、本条の構成としては、第1号において総論を規定し、第2号から第7号までは全国的な傾向から議員活動において発生リスクが比較的高いと考えられる事項を各論として規定しています。

また、議員として特に注意しなければならない公職選挙法、政治資金規正法などの遵守や、納税など一市民としての義務の履行は当然のことであり、政治倫理基準に逐一挙げることはしていませんが、これらについての違反は第1号違反に該当する可能性があります。

各号の詳細は、以下のとおりです。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

議員は、市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して、不正行為はもちろんのこと、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為もしてはなりません。

- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

議員は、その地位を利用して、金銭や品物を贈ったり受け取ったりすることは、その金額の多寡にかかわらず許されません。口利きの報酬や実働のない顧問料等を受け取ることなどが例として挙げられます。

なお、地位を利用したかどうかの境界が曖昧であることから、疑惑を持たれないよう、議員が自らを律することが期待されます。

- (3) 市（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、または拠出している法人を含む。）が行う許可、認可、補助金その他の給付の決定または契約および指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定に関し、特定の者に対して有利または不利となる働きかけをしないこと。

議員は、市のみならず、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、または拠出している法人が行う許可、認可、補助金その他の給付の決定または契約、市施設に係る指定管理者の指定に関して、特定の者に対して有利または不利となる働きかけをしてはなりません。

なお、「特定の者」とは具体的な個人や法人その他の団体等を意味し、広く市民全体等に対する働きかけは該当しないと考えられます。

(4) 市の職員の公正な職務の遂行を妨げ、またはその職権を不正に行使させるような働きかけをしないこと。

議員は、市の職員の公正な職務の遂行を妨げたり、市職員としての権限を不正に行使させたりするような働きかけをしてはなりません。入札情報、個人情報などの秘匿情報を提供するように担当職員に求めるような行為が例として挙げられます。

(5) 市の職員の採用、昇格または異動に関して推薦または紹介をしないこと。

議員は、職員の採用や昇格、異動など、市の人事に介入してはなりません。「市の職員」には、一般職の職員に限らず、会計年度任用職員や特別職の職員など、全ての職員が該当します。

(6) 政治活動に関して、政治的もしくは道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないことまたは資金管理団体および後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。

議員は、政治活動に関して、政治資金規正法で禁じられている寄附はもちろんのこと、政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けてはなりません。議員の後援団体等が寄附を受ける場合は政治資金規正法が適用されない可能性があります、そうした後援団体等についても同様に政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けてはならない旨を明記したものです。

(7) 議会内での地位や議員としての地位を利用して、他の議員または市の職員はもとより、何人に対してもハラスメントその他人権侵害のおそれのある言動をとらないこと。

議員は、議会内での地位や議員としての地位を利用し、他の議員や市職員に対して、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど各種のハラスメントのほか、差別や誹謗中傷等、人権を侵害するいかなる行為もしてはなりません。また、その対象は他の議員や市職員のみならず、誰に対してもそのような言動をとってはならない旨を明記したものです。

(請負契約に関する遵守事項)

第4条 議員は、法第92条の2の規定を遵守し、市に対し請負をすることができない。ただし、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が政令で定める額を超えない範囲内であるときは、この限りでない。

2 議員は、法第92条の2に規定する「主として同一の行為をする法人」の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者または支配人および清算人（以下「役員」という。）に就くことができない。この場合において、「主として同一の行為をする法人」とは、市に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があると認められる法人をいう。

【解説】

第4条では、議員が、地方自治法第92条の2の規定を遵守する義務があることを規定しています。

地方自治法第92条の2

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第142条、第180条の5第6項及び第252条の28第3項第12号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額※を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

※地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和5年3月1日施行）で、300万円と規定された。

本条に反する行為は、審査の請求（第7条）の対象になります。

本来は、法律に規定されている内容を条例に重ねて規定する必要はありませんが、本市議会では法第92条の2を遵守する旨をあえて規定し、違反の疑いの指摘を市民等からもできるようにしています。

令和7年3月の一部改正により、地方自治法第92条の2に規定する内容をあえて規定しました。これは、議員にも市民の皆様にも分かりやすい判断基準を示すため、本市議会独自に明記したものです。

具体的には、第1項にただし書を追加し、議員個人の請負について、各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が政令で定める額を超えない範囲内（300万円以下）であれば可能である旨を明記しました。

また、第2項を新設し、議員が役員である法人の請負について、「議員は、「主として同一の行為をする法人」の役員に就くことができない。この場合において、「主として同一の行為をする法人」とは、市に対する請負が当該法人の業務の主要部分※を占め、業務の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があると認められる法人をいう。」と明記しました。

※主要部分：判例等では「半分程度」と示されている（次ページに後述）。

議員が地方自治法第92条の2に定める「主として同一の行為をする法人」の役員になったときは、同法第127条第1項の規定により職を失う可能性があります。議員が法人の役員に就いている場合であっても、市に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分以上を超えなければ、原則的には「主として同一の行為をする法人」には該当しないと解されています（最高裁判所昭和62年10月20日判決）。ただし、例外もあるため、議員が役員である法人が請負をするときは、特に慎重な判断が求められます。

（指定管理者の指定に関する遵守事項）

第5条 議員は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者となる法人その他の団体の役員に就くことができない。

【解説】

本条に反する行為は、審査の請求（第7条）の対象になります。

地方自治法第92条の2は、地方公共団体の議会の議員または議員が役員である法人が当該地方公共団体に対して「請負」をすることを禁止しています（第4条の解説を参照）。この趣旨は、当該地方公共団体の事務事業について、議会における審議や議決を通じて直接的または間接的な影響力を有する議員が個人として直接利害関係を持つことを禁止し、議会運営の公正性や適正な事務執行を確保することにより市民からの不信や疑惑を排除することにあります。

一方、市の施設の指定管理者の指定については、法第92条の2の「請負」には該当しないと解されていることから、議員に関係する法人等への法的な規制は現在ありません。しかし、実際には「請負」と同様に、議員が役員である法人が市から指定管理者の指定を受ける場合、議会運営の公正性に支障が出る懸念があります。

このようなことから、指定管理者と議員との関係においても「請負」の制限との均衡に配慮するとともに法第92条の2の趣旨を尊重して、議員が、市から指定管理者の指定を受ける法人その他の団体の役員になることを禁止しています。

(請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表)

第6条 議員は、自己、**自己が役員である法人**、2親等内の親族（以下この条において「親族」という。）または親族が役員である法人が市に対し請負をする場合および親族が役員である法人その他の団体が市から指定管理者の指定を受ける場合の状況を議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告の概要を公表しなければならない。

3 前2項の規定による請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

【解説】

第6条では、請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表について規定しています。

改正前の地方自治法第92条の2の規定では「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通公共団体に対し請負をする者およびその支配人であることができない」とされていましたが、令和5年3月に施行された改正法により「議員個人による年間300万円以下の請負については規制の対象から除かれる」ととなりました。この「請負に関する規制緩和」については、議員の職務執行の公正、適正を損なうことのないよう、また請負の状況の透明性を確保するため、規制の対象から除かれた議員個人による年間300万円以下の請負の状況について、議員が自ら議長に報告することとしています。

また、令和6年3月の本条例の全部改正により、それまで本市議会として独自に法律の内容に上乗せして定めていた「議員の親族が役員である企業などによる請負の禁止」を撤廃し、市に対して請負ができるようになりました。

さらに、議員の親族個人が市に対して請負をする場合や、議員の親族が役員である法人その他の団体が市から指定管理者の指定を受ける場合についても、その行為に対して制限はありませんが、それらを含めて議長への報告対象とします。その状況を議長が公表することにより、議員の職務執行の公正、適正を確保するとともに、透明性を高めることを目的としています。

第2項では、議長は、議員から報告があった議員等の請負および指定管理者の指定の状況の概要を公表し、透明性を確保することとしています。

第3項では、請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めることを規定しています。

(「小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例」参照)

※ 議員の親族による請負等をも公表の対象にしたのは、議員が配偶者等の親族の請負等について実質的な支配力を及ぼし、その議員が請負等をしているのと少しも変わらないような状況を回避するほか、議員による親族等に有利となる働きかけなどの不正行為を抑止する目的もあります。

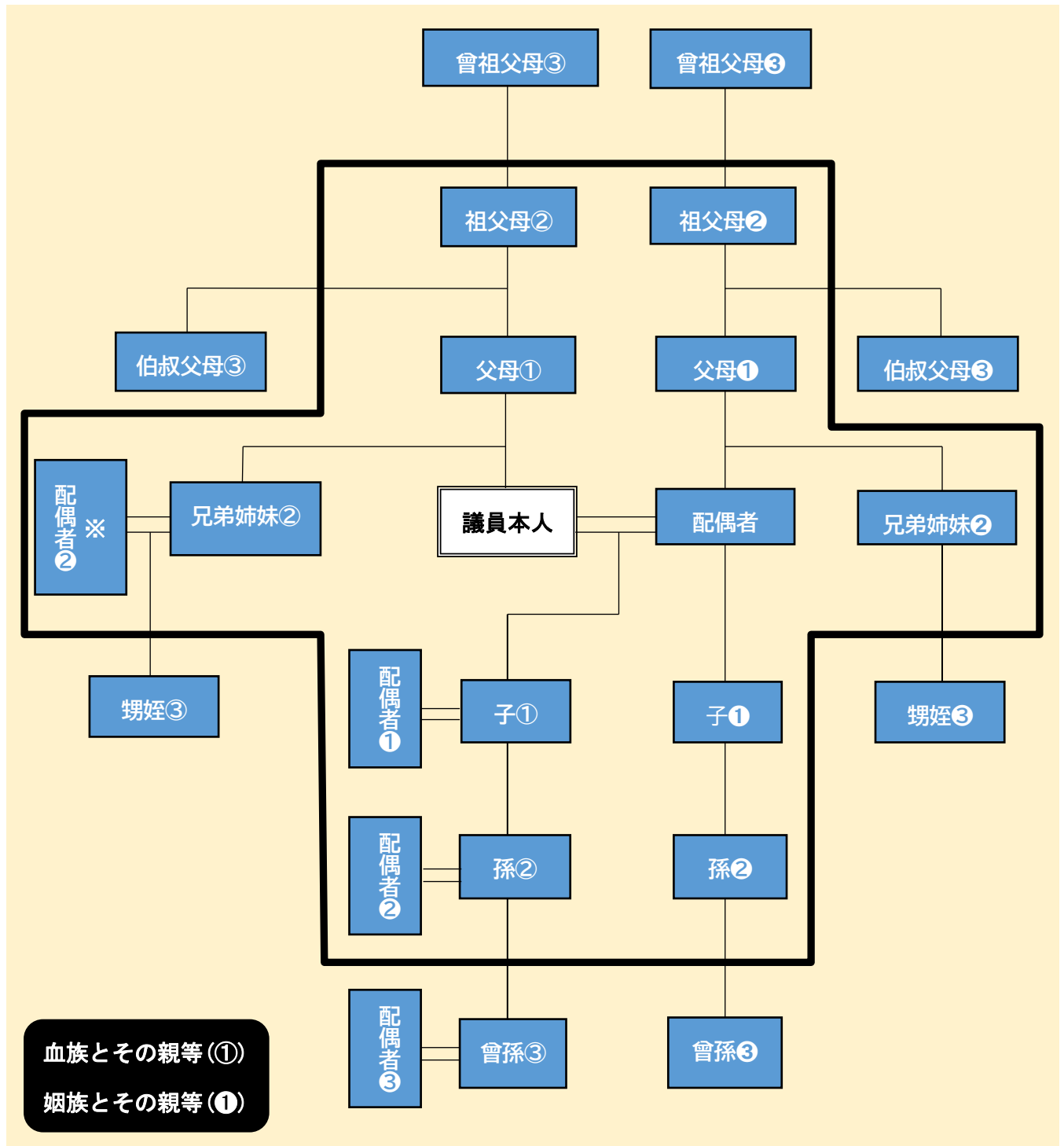
令和7年3月の一部改正により、第1項において、請負の状況の報告および公表の対象に「議員が役員である法人」を追加しました。

前述したように、議員が地方自治法第92条の2に定める「主として同一の行為をする法人」の役員になったときは、同法第127条第1項の規定により職を失う可能性があります。議員が法人の役員に就いている場合であっても、市に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分以上を超えなければ、原則的には「主として同一の行為をする法人」には該当しないと解されています（最高裁判所昭和62年10月20日判決。ただし、例外もあるため、議員が役員である法人が請負をするときは、特に慎重な判断が求められます。）。その場合に議員は、本条の規定により請負の状況の報告が必要です。

●「議員の2親等内の親族」

下図の太枠線の中にあるのが、2親等内の親族です。

(【民法725条】親族の範囲(わかりやすい条文解説)|こんぶ先生の民法ラボ|2020-11|<https://minpolabo.com/2018/09/07/joubun725/> (2023-12-27 参照) を基に作成)



※議員本人の兄弟姉妹の配偶者は2親等内の親族に含まれますが、議員本人の配偶者の兄弟姉妹の配偶者は含まれません。

(審査の請求)

第7条 第3条に規定する政治倫理基準、第4条に規定する請負契約に関する遵守事項もしくは第5条に規定する指定管理者の指定に関する遵守事項(以下「政治倫理基準等」という。)に違反している議員があると認めるときまたはその疑惑を解明する必要があるときは、次に定める者の代表者から議長に対し、当該違反を疑うに足る事実を証する文書等または疑惑解明の趣意書を添えて、当該違反行為の存否についての審査の請求(以下「審査請求」という。)をすることができる。

- (1) 市民等(法第18条に規定する選挙権を有する者をいう。)にあっては、50人以上の連署および議員2人以上の紹介をもってする者
- (2) 議員にあっては、4人以上の議員の連署をもってする者

【解説】

第7条では、市民等や議員が、「第3条 政治倫理基準」「第4条 請負契約に関する遵守事項」「第5条 指定管理者の指定に関する遵守事項」に違反している議員があると認めるとき、またはその疑惑を解明する必要があるときに、市民等の代表者または議員の代表者から議長に対し、違反する行為の存否についての審査の請求をすることができる旨を規定しています。

第1号では、市民等(法第18条に規定する選挙権を有する者をいう。)が審査請求をする場合の要件を定めています。

第2号では、議員が審査請求をする場合の要件を定めています。

●「市民等(法第18条に規定する選挙権を有する者をいう。)」

18歳以上の者で、引き続き三箇月以上小浜市に住所がある者のほか、小浜市を転出後三箇月に満たない者も含まれます。

◎地方自治法第18条

日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

●「疑うに足る事実を証する文書等または疑惑解明の趣意書」

審査請求時に添付を要する「事実を証する文書等」について具体的には規定していませんが、公文書、私文書、メール、写真、音声など、事案に応じて様々なものが想定されます。また、これらの文書等が存在しない場合には、疑惑の解明を求めるに至った経緯や趣旨を記した趣意書で足りることとしています。

(審査の適否および審査特別委員会の設置)

第8条 議長は、議員に関して、前条に規定する審査請求があったときは、その審査の適否について議会運営委員会に諮るものとする。

2 前項の場合において、当該議員が議会運営委員会所属議員であるときは、その協議に加わることができない。

3 議会運営委員会は、協議の経過と結果を文書で議長に報告するものとする。

4 議長は、審査請求が適当との報告を受けたときは、会議に諮って、小浜市議会議員政治倫理審査特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

5 この条例に定めるもののほか、委員会の組織および運営については、小浜市議会委員会条例(平成3年小浜市条例第21号)の定めるところによる。

【解説】

第8条では、審査請求があった場合の審査の適否の判断と、設置する委員会の組織について規定しています。

第1項では、審査請求があった場合には、審査の適否を慎重に判断する必要があることから、議会運営委員会に諮問することを規定しています。

第2項では、審査請求の対象となった議員が議会運営委員会所属の議員である場合に、委員会運営の公正性を確保するため、当該議員がその協議に加わることを禁止する旨を規定しています。

第3項では、議会運営委員会での協議が終わったときは、同委員会が審査の適否に係る協議の経過と結果を文書で議長に報告することとしています。

第4項では、議長が、議会運営委員会から審査請求が適当との報告を受けた場合には、本会議に諮って小浜市議会議員政治倫理審査特別委員会を設置することを規定しています。

第5項では、この条例に定めるもののほか、委員会の組織および運営については、原則として小浜市議会委員会条例で定める内容に基づくこととしています。

(政治倫理基準等の違反に係る委員会の審査)

第9条 委員会は、政治倫理基準等に違反する行為の存否に関して審査するものとする。

2 委員会は、その設置後速やかに審査を開始するとともに、設置の日から起算して120日を経過する日までに、審査の結果および意見を記載した審査結果報告書を議長に提出しなければならない。

3 委員会は、審査を行うに当たっては、審査の対象となった議員(以下「審査対象議員」という。)に意見を述べる機会を与えなければならない。

4 委員会は、審査を行うため、審査対象議員その他の者に対し必要な文書等の提出を求め、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

- 5 委員会は、審査対象議員による市の職員への行為のうち第3条に規定する政治倫理基準に違反するものに関し、その対応等を記録した文書等の提出を、当該文書等を保有する市長その他の執行機関に求めることができる。
- 6 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、真に利害関係を有する者、学識経験を有する者等から積極的に意見を聴くよう努めなければならない。
- 7 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

【解説】

第9条では、小浜市議会議員政治倫理審査特別委員会の審査の進め方において遵守すべき事項などを規定しています。

第1項では、委員会は、「第3条 政治倫理基準」「第4条 請負契約に関する遵守事項」「第5条 指定管理者の指定に関する遵守事項」に違反する行為の存否に関して審査することを規定しています。

第2項では、委員会が設置された場合は速やかに審査を開始するとともに、議会運営、公正に判断できる審査期間等の観点から、委員会は、設置の日から起算して120日を経過する日までに、議長に対して当該審査の結果等を記載した審査結果報告書を提出しなければならない旨を規定しています。

第3項では、審査における真相の究明、また疑いを持たれた議員の権利保護の観点から、委員会は、審査の対象となった議員に意見を述べる機会を与えなければならない旨を規定しています。「第2条 議員の責務」に規定する説明責任を果たす機会を保障する旨を明記したものです。

第4項では、審査を慎重に進めるため、委員会は、審査対象議員やその他の関係者に対して必要な文書等の提出を求め、事情聴取等必要な調査を行うことができる旨を規定しています。

第5項では、審査を慎重に進めるため、委員会は、審査対象議員による市職員への行為のうち「第3条 政治倫理基準」に違反するものに関し、その対応等を記録した公文書、私文書、メール、写真、音声などの提出を、それらを保有する市長その他の執行機関に求めることができる旨を規定しています。

第6項では、委員会が議員のみで構成されることを踏まえ、真に利害関係を有する者のほか、学識経験を有する者等からも積極的に意見を聴き、審査の判断に活用することを委員会の努力義務としています。

第7項では、審査において個人情報等を多く取り扱うことが考えられるため、委員会の委員は審査において知り得た秘密を外部に漏らしてはならないこととし、委員を退いた後も、同様とすることを規定しています。

(審査結果の公表)

第10条 議長は、委員会から審査結果報告書の提出を受けたときは、違反の有無にかかわらず、審査請求をした者の代表者および審査対象議員に対し、その内容を通知するとともに、速やかにその概要を小浜市公告式条例(昭和26年小浜市条例第1号)第2条第2項の掲示場への掲示、議会報、議会ホームページへの掲載その他適当な手段により公表しなければならない。

【解説】

第10条では、議長が委員会から審査結果報告書の提出を受けたときは、違反があった場合はもちろんのこと、違反がなかった場合においても審査対象議員の救済措置として、議長は審査請求をした者の代表者および審査対象議員に対してその内容を通知するとともに、速やかにその概要を小浜市役所前掲示場への掲示、議会報、議会ホームページへの掲載その他適当な手段により公表しなければならない旨を規定しています。

(審査結果に対する措置)

第11条 議会は、委員会からの報告に基づき、政治倫理基準等に違反していると認められる議員に対して、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずることができる。

2 議長は、前項に規定する措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。

【解説】

第11条では、特別委員会の審査の結果、違反があったと認められた場合の議会の措置について規定しています。

第1項では、特別委員会からの審査結果報告において政治倫理基準等に違反があったとされた場合、議会は、違反していると認められる議員に対して、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずることができる旨を規定しています。

第2項では、措置を講じた場合に、その内容を公表しなければならない旨を規定しています。

(議員の協力義務)

第12条 議員は、委員会から審査に必要な文書等の提出または委員会への出席を求められたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【解説】

第11条では、審査の充実を図るため、審査対象議員のみならず全議員は、委員会から審査に必要な公文書、私文書、メール、写真、音声などの提出または委員会への出席を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない旨を規定しています。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

第12条では、この条例に定めるもののほか、特に委員会の手続等の詳細について、議長が条例とは別の例規等に定める旨を規定しています。

(「小浜市議会議員政治倫理条例施行規程」をご参照願います。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小浜市議会議員政治倫理条例（以下「改正後の政治倫理条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた政治倫理基準等に違反する行為（以下「違反行為」という。）について適用し、施行日前になされた違反行為については、なお従前の例による。
- 3 改正後の政治倫理条例の規定は、施行日以後の審査の請求について適用し、同日前になされた改正前の小浜市議会議員政治倫理条例第5条の規定による調査の請求については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。